

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入りに関する規程

北海道公安委員会規程第1号

昭和60年2月13日

改正 平成11年3月24日公安委員会規程第2号、14年7月1日第7号、18年11月13日第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入りに関する規程を次のように定める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入りに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第37条第2項の規定に基づき実施する同項各号に掲げる場所(以下「風俗営業所等」という。)への立入りに関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入りの実施)

第2条 風俗営業所等への立入りは、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認められる場合において、法の目的の範囲内で実施するものとする。

(身分証明書の交付等)

第3条 北海道公安委員会は、次に掲げる風俗営業所等への立入りをを行う警察職員(以下「立入警察職員」という。)に対し、あらかじめ法第37条第3項の身分を示す証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

(1) 法の施行に関する事務を担当する者

(2) 風俗営業所等の各営業に関し専門的知識を有する者

(3) その他風俗営業所等への立入りをを行うことが必要と認められる者

2 北海道公安委員会は、前項の立入警察職員が人事異動等により身分証明書の必要がなくなったときは、速やかにこれを返納させるものとする。

(結果報告)

第4条 立入警察職員は、風俗営業所等への立入りを行ったときは、速やかにその実施結果を当該所属長に報告するものとする。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは必要により、札幌方面にあっては北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)、札幌方面以外の方面にあっては当該方面本部長に報告するものとする。

3 警察本部長又は方面本部長は、前項の規定により報告を受けた事項のうち、特に必要があると認められるものについては、当該公安委員会に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な細目的事項は、警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(平成11年公安委員会規程第2号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年公安委員会規程第7号)

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成18年公安委員会規程第7号)

この規程は、平成18年11月13日から施行する。